

## 宣 言 書

当事業所は、若者応援宣言企業になるため、以下の基準を満たしていることを宣言します。

- 1 若者を対象とする正社員求人の申込み又は募集を行っていること。
- 2 自社の雇用管理の状況等各種情報を公表していること。  
【新卒者や35歳未満の若者の採用者数（過去3年度分）・離職者数、研修内容、前年度の月平均所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）等】
- 3 青少年の正社員としての採用及び人材育成に積極的に取り組んでいること。
- 4 関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- 5 過去1年間に事業主都合の解雇又は退職勧奨を行っていないこと。
- 6 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと。
- 7 助成金の不支給措置が執られていないこと。
- 8 暴力団関係事業主でないこと。
- 9 風俗営業等関係事業主でないこと。
- 10 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第2条第9項イにより認定を取り消された事業主に属する事業所である場合は、取消の日から3年以上経過していること。

※宣言後に事業主都合による解雇若しくは退職勧奨を行った場合、新規学卒者の採用内定取消を行った場合、助成金を不正受給した場合、関係法令違反を行った場合又は開示情報に虚偽若しくは重大な誤りがあることが判明した場合は、宣言が取り消されます。

なお、宣言が取り消された場合は、当該年度中に改めて宣言を行うことはできません。

平成 年 月 日

本社名・所在地

事業所名・所在地

責任者所属・役職

責任者氏名 (記名押印、又は署名)

下記「東京都若者応援宣言企業採用等奨励事業に対する採用情報の提供についての同意書」の内容をお読みいただき、 欄のいずれかにチェックをお願いします。

**東京都若者応援宣言企業採用等奨励事業に対する採用情報の提供についての同意書**

東京都が実施する東京都若者応援宣言企業採用等奨励事業の周知広報のため、東京労働局（都内ハローワーク）は東京都に対し、以下の採用情報を提供し、情報共有いたします。

なお、把握した採用情報（変更があれば変更後の情報を含む）は、東京都若者応援宣言企業採用等奨励事業の周知広報の目的に限って共有することとし、東京労働局及び東京都は、それぞれ厳正に管理いたします。

平成29年度は定着達成日（採用後6ヶ月が経過する日）が平成30年3月30日までについて適用となります。

平成30年度につきましては、東京都若者応援宣言企業採用等奨励事業が継続した場合にのみ適用となります。

（共有する採用情報）

- ・ハローワークにご提出いただく求人票の記載事項
- ・東京都若者応援宣言企業採用等奨励事業の対象となる求人が充足した場合の充足数

同意します

同意しません

「4 関係法令に違反する重大な事実がないこと」とは、以下に該当する場合です。

- ① 宣言日の前日を起算日とする過去1年以内において、当該事業主又はその属する事業所が労働基準法、最低賃金法等の労働基準関係法令違反で送検され公表された場合
- ② 宣言日の前日を起算日とする過去1年以内において、「違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施及び企業名の公表について」（平成27年5月18日付け基発0518第1号）に基づき、当該事業主の企業名が公表された場合
- ③ 宣言日の前日を起算日とする過去1年以内において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定に違反し、これらの法律の規定により勧告を受け、又は公表された場合
- ④ 宣言日の前日を起算日とする過去1年以内において、当該事業主又はその属する事業所が労働関係法令（上記①に掲げる重大な労働関係法令）の同一条項に複数回違反した場合
- ⑤ 当該事業主又はその属する事業所のいずれかが青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条に基づく求人不受理の対象である場合
- ⑥ 宣言日の前日を起算日とする過去1年以内において、当該事業主又はその属する事業所が、次のアからエまでのいずれかの法令の規定に違反する重大な事実があり、かつ、当該法令に基づき当該事業主の企業名が公表された場合
  - ア 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
  - ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和61年法律第43号）
  - エ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）
- ⑦ 直近の事業年度より前のいずれかの保険年度（労働保険徴収法（昭和44年法律第84号）第2条第4項に規定する保険年度）の労働保険料を納付していない場合（宣言日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。）
- ⑧ その他社会的影響の大きさ等を考慮し、①から⑦までに相当する重大な関係法令違反が行われた場合

## ～重要なお知らせ～

若者応援宣言事業は、平成29年度末をもって事業を終了することとしていますが、若者雇用促進総合サイトでは、平成29年度に掲載している職場情報について、平成30年4月以降も引き続き掲載することができます（PRシートは除きます。）。

職場情報の提供は、雇入れ後のミスマッチの解消にも資するものですので、引き続き若者雇用促進総合サイトにおいて職場情報を開示していただきますようお願いいたします。

（次のいずれかを選択してください。）

- 引き続き掲載する
- 引き続き掲載しない
- 未定（※）

※ 未定を選択された企業に対しては、後日、改めてハローワークから掲載の希望を確認させていただきます。